

広島県告示第九百八十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年十二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県三次市島敷町及び同市四拾貫町段地内		区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
庄屋川（二〇三）	土石流	次の図のとおり	区域の表示	庄屋川（二〇三）	土石流
二本松川（二〇四）	土石流	次の図のとおり	区域の表示	二本松川（二〇四）	土石流
権現川（二〇五）	土石流	次の図のとおり	区域の表示	権現川（二〇五）	土石流
恵木谷川（二〇六）	土石流	次の図のとおり	区域の表示	恵木谷川（二〇六）	土石流
恵木谷川（二〇六隣）	土石流	次の図のとおり	区域の表示	恵木谷川（二〇六隣）	土石流
岩屋寺谷川（二〇七）	土石流	次の図のとおり	区域の表示	岩屋寺谷川（二〇七）	土石流
岩屋寺谷川（二〇七隣）	土石流	次の図のとおり	区域の表示	岩屋寺谷川（二〇七隣）	土石流
大谷川（五〇八一）	土石流	次の図のとおり	区域の表示	大谷川（五〇八一）	土石流
大谷川（五〇八一隣a）	土石流	次の図のとおり	区域の表示	大谷川（五〇八一隣a）	土石流
大谷川（五〇八一隣b）	土石流	次の図のとおり	区域の表示	大谷川（五〇八一隣b）	土石流

区域の表示及び法  
 第九条第二項に規  
 定する土砂災害警  
 戒区域等における  
 土砂災害防止対策  
 の推進に関する法  
 律施行令（平成十  
 三年政令第八十四  
 号）で定める事項

大谷川(五) 〇八一隣c	土石流	次の図のとおり	大谷川(五) 〇八一隣c
大谷川(五) 〇八一隣d	土石流	次の図のとおり	
段(二一九)	地滑り	次の図のとおり	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県北部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。